

原 発 本 第 143 号
令 和 元 年 11 月 15 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
申 請 者 名 九州電力株式会社
代 表 者 氏 名 代表取締役 社長執行役員 池 辺 和 弘

平成31年2月7日付け原発本第278号をもちまして申請（令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正）いたしました玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を下記のとおり一部補正いたします。

記

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を別添のとおり一部補正する。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

別 添

別紙1（設置変更許可等の経緯）の一部補正

別紙2（本文）の一部補正

添付書類目次の一部補正

添付書類八の一部補正

添付書類十の一部補正

別紙 1（設置変更許可等の経緯）の一部補正

別紙1（設置変更許可等の経緯）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
2* ～ 6*		(記載変更)	別紙1に変更する。

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

別紙 1

設置変更許可等の経緯

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和46年12月21日	46原第8091号	1号原子炉施設の変更 (気体及び液体廃棄物処理設備の一部変更)
昭和47年11月13日	47原第9442号	1号原子炉施設の変更 (制御棒吸収材変更、バーナブルポイズン本数変更、廃液蒸発装置増設)
昭和48年9月11日	48原第6996号	1号原子炉施設の変更 (燃料最高温度変更、安全保護回路一部変更)
昭和49年11月12日	49原第9068号	1号原子炉施設の変更 (原子炉施設の位置の記載の変更)
昭和51年1月23日	50原第10358号	2号炉増設
昭和51年1月28日	50原第9168号	1号原子炉施設の変更 (使用済燃料ラックの増設)
昭和51年5月7日	51安第2114号	1号原子炉施設の変更 (第5領域以降取替燃料濃縮度の変更)
昭和51年12月13日	51安(原規)第158号	1号原子炉施設の変更 (取替炉心におけるバーナブルポイズンの使用に係る変更)
昭和52年3月14日	52安(原規)第19号	2号原子炉施設の変更 (使用済燃料ラックの増設)
昭和52年7月25日	52安(原規)第180号	2号原子炉施設の変更 (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置の変更、気体廃棄物廃棄設備の変更、固体廃棄物廃棄設備の変更)
昭和52年11月8日	52安(原規)第268号	1号原子炉施設の変更 (使用済樹脂貯蔵タンクの増設)
昭和53年5月8日	53安(原規)第86号	1号原子炉施設の変更 (B型燃料の使用に伴う変更)

設置変更許可等の経緯

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備考
昭和54年7月21日	54資庁第2393号	1号及び2号原子炉施設の変更 (新燃料ラックの増強、雑固体焼却設備の新設及び固体廃棄物貯蔵庫の増設)
昭和54年7月28日	54資庁第10262号	1号原子炉施設の変更 (安全保護回路の変更)
昭和54年11月24日	54資庁第11331号	2号原子炉施設の変更 (安全保護回路の変更)
昭和55年12月19日	55資庁第14677号	1号及び2号原子炉施設の変更 (使用済燃料の処分の方法の変更)
昭和56年9月29日	56資庁第7260号	2号原子炉施設の変更 (取替炉心におけるバーナブルポインの使用に係る変更)
昭和57年7月16日	57資庁第4368号	1号及び2号原子炉施設の変更 (1号炉の取替燃料濃縮度変更、1号及び2号炉のキャスク保管建屋設置)
昭和59年10月12日	57資庁第16287号	3、4号炉増設
昭和62年6月15日	61資庁第12917号	3、4号原子炉施設の変更 (サイクル初期の反応度停止余裕の変更、蒸気発生器の材料変更、化学体積制御設備の設計変更、液体廃棄物処理設備の設計変更、格納容器スプレイングの一系統化、ディーゼル発電機の設計変更)
昭和63年11月24日	63資庁第3293号	3、4号原子炉施設の変更 (燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備の設置、ドラム詰装置の変更、3-固体廃棄物貯蔵庫の容量変更)
平成3年6月4日	2資庁第4418号	3、4号原子炉施設の変更 (燃料集合体最高燃焼度の変更、取替燃料の濃縮度の変更、初装荷燃料の濃縮度の変更、取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用、B型燃料の使用に伴う変更、新燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更-4号炉)

設置変更許可等の経緯

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成4年8月6日	3資庁第9296号	1号及び2号原子炉施設の変更 (敷地の変更、燃料集合体最高燃焼度の変更、取替燃料の濃縮度の変更、取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用、B型燃料の使用に伴う変更－2号炉、蒸気発生器取替え－1号炉、出力分布調整用制御棒クラスタの撤去、ペイラの共用化、蒸気発生器保管庫の設置－1号炉、使用済燃料の処分の方法の変更)
平成5年8月3日	4資庁第13635号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (敷地の変更、使用済樹脂処理の変更－1号及び2号炉、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更－4号炉)
平成7年1月24日	6資庁第9918号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (洗浄排水処理系の設置)
平成8年3月12日	7資庁第8491号	1号、2号及び4号原子炉施設の変更 (4号炉の核燃料物質取扱設備及び使用済燃料貯蔵設備の一部の1号炉及び2号炉との共用化)
平成11年11月15日	平成11・02・10資第1号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置の撤去－1号及び2号炉、蒸気発生器取替え－2号炉、蒸気発生器保管庫の貯蔵保管能力の変更、共用化及び保管対象物の変更－1号及び2号炉、使用済燃料の処分の方法の変更)
平成15年6月4日	平成14・10・30原第2号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (気体及び液体廃棄物の廃棄設備の共用化及び一部撤去－1号及び2号炉、雑固体熔融処理設備の設置、使用済樹脂貯蔵タンクの共用化及び増設、固体廃棄物貯蔵庫の増設)

設置変更許可等の経緯

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備考
平成16年3月19日	平成15・08・29原第1号	1号、2号及び4号原子炉施設の変更 (高燃焼度燃料の使用、制御棒クラスタ増設及び炉内構造物取替え、蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更－1号及び2号炉、核燃料物質取扱設備及び使用済燃料貯蔵設備の一部の対象物の変更－4号炉)
平成17年9月7日	平成16・05・28原第13号	3号原子炉施設の変更 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体の装荷)
平成28年11月2日	原規規発第16110235号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更(使用済燃料の処分の方法の変更)
平成29年1月18日	原規規発第1701182号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、重大事故等に対処するために必要な施設の設置及び体制の整備等を行うため、併せて、記載事項の一部を関連法令等の記載と整合するよう変更)
平成31年1月16日	原規規発第1901168号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の追加、内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更)

設置変更許可等の経緯

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成31年 1 月 16日	原規規発第1901169号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴い、柏崎刈羽 原子力発電所6号炉及び7号炉の新 規制基準適合性審査を通じて得ら れた技術的知見の反映に関連する 記載事項の一部を規則の条文と 整合した記載に変更)
平成31年 4 月 3日	原規規発第1904032号	3号及び4号発電用原子炉施設 の変更(特定重大事故等対処施設 の設置)
令和元年 9 月 25日	原規規発第1909252号	3号及び4号発電用原子炉施設 の変更(原子炉安全保護計装盤等 の更新)
【届 出】		
平成25年 7 月 12日 〔平成26年5月30日〕 一部補正	発本原第92号 (発本原第37号)	3号及び4号炉原子力規制委員 会設置法附則第23条第1項に基 づく届出
平成25年12月26日 〔平成26年5月30日〕 一部補正	発本原第187号 (発本原第38号)	1号及び2号炉原子力規制委員 会設置法附則第23条第1項に基 づく届出

別紙 2 (本文) の一部補正

別紙2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
- 9 -	下12行～ 下11行	<p>…設計とする。</p> <p>_____</p> <p>また、中央制御室及び…</p>	<p>…設計とする。</p> <p><u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じ</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-10-	下11行～ 下10行	<p>…設計とする。</p> <p>_____ 代替緊急時対策所は、…</p>	<p><u>て保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u> また、中央制御室及び…</p> <p>…設計とする。</p> <p><u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u> 代替緊急時対策所は、…</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-13-	上6行～ 上7行	<p>…設計とする。</p> <p>_____ また、中央制御室及び…</p>	<p>…設計とする。</p> <p><u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>また、中央制御室及び…</p>
-19-	下10行～ 下9行	<p>…設計とする。</p> <p>_____ 代替緊急時対策所及び…</p>	<p>…設計とする。</p> <p><u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等</u></p>

頁	行	補正前	補正後
			<p>を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>代替緊急時対策所及び…</p>
- 4 - ※	下8行～ 下7行		

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 42 -	上 1 行	<p>…判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>_____</p>	<p>…判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。<u>固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</u></p>
	上 3 行～ 上 4 行	…に対して_____防護具を <u>配</u> 備し、事故対策に…	…に対して <u>配備した防護具</u> を着用することにより、事故対策に…
	上 4 行～ 上 5 行	…手順を整備…	…手順と <u>体制</u> を整備…

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
-10-※	上8行～ 上9行	…判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 _____	…判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 <u>固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。</u>
	上10行～ 下9行	…発生において、特重施設要員に対して_____防護具を <u>配備し</u> 、事故対策に…	…発生に対応するため、特重施設要員に対して <u>配備した防護具を着用することにより</u> 、事故対策に…
	下8行	…手順_____を整備…	…手順 <u>と体制を整備</u> …

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

添付書類目次の一部補正

添付書類目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
添一目-1 ～ 添一目-3		(記載の変更)	別紙1に変更する。

今回の変更申請に係る玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の添付書類は以下のとおりである。

添付書類一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
令和元年9月25日付け原規規発第1909252号をもって設置変更許可を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類一の記載内容に同じ。

添付書類二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
令和元年9月25日付け原規規発第1909252号をもって設置変更許可を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類二の記載内容に同じ。

添付書類三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
変更に伴う資金及び調達計画は必要としない。

添付書類四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
別添1に示すとおり。

添付書類五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
別添2に示すとおり。

添付書類六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

令和元年9月25日付け原規規発第1909252号をもって設置変更許可を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類六の記載内容に同じ。

添付書類七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

令和元年9月25日付け原規規発第1909252号をもって設置変更許可を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類七の記載内容に同じ。

添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

別添3に示すとおり記載内容を変更する。別添3に示す記載内容以外は次のとおりである。

令和元年9月25日付け原規規発第1909252号をもって設置変更許可を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類八の記載内容に同じ。

添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

令和元年9月25日付け原規規発第1909252号をもって設

置変更許可を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置
変更許可申請書の添付書類九の記載内容に同じ。

添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した
場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体
制の整備に関する説明書

別添 4 に示すとおり記載内容を変更する。別添 4 に示す
記載内容以外は次のとおりである。

令和元年 9 月 25 日付け原規規発第 1909252 号をもって設
置変更許可を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置
変更許可申請書の添付書類十の記載内容に同じ。

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-目-1*	上3行	平成31年4月3日付け原 規規発第1904032号…	令和元年9月25日付け原 規規発第1909252号…
8(3)-1-2 ～ 8(3)-1-3	下1行 ～ 上6行	…において、 <u>薬品タンク、配管等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）</u> に対しては、 <u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度</u> が、 <u>有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、発電所構内において薬品タンクローリ等の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）</u> に対しては、 <u>中央制御室空調装置の隔離等</u> により…	…において、 <u>有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u> <u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u> <u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により…</u>
8(3)-1-4	下6行	…において、 <u>固定源に</u> …	…において、 <u>有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計</u>

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
8(3)-1-4	下5行～ 下3行	…の有毒ガス濃度____が、 有毒ガス防護のための判断 基準値を下回る <u>ことによ</u> <u>り、また、可動源に対して</u> は、…	<u>とする。</u> <u>そのために、有毒ガス防</u> <u>護に係る影響評価を実施す</u> <u>る。</u> 固定源に…
	下2行	…の隔離等____により <u>当該</u> <u>要員を…</u>	…の隔離等の <u>対策により重</u> <u>大事故等に対処するために</u> <u>必要な指示を行う要員を…</u>
8(3)-1-1*	下7行	…において、____固定源に …	…において、 <u>有毒ガスが特</u> <u>重施設要員に及ぼす影響に</u> <u>より、当該要員の対処能力</u> <u>が著しく低下し、特定重大</u> <u>事故等対処施設の機能が損</u> <u>なわれない設計と</u> <u>する。</u> <u>そのために、有毒ガス防</u> <u>護に係る影響評価を実施す</u> <u>る。</u> 固定源に…
	下6行	…の有毒ガス濃度____が、 …	…の有毒ガス濃度の <u>評価結</u> <u>果が、…</u>
	下5行	…を <u>下回ることにより、ま</u> <u>た、可動源に…</u>	…を <u>下回るよう設計する。</u> 可動源に…
	下4行	…の隔離等____により <u>当該</u> <u>要員を…</u>	…の隔離等の <u>対策により特</u> <u>重施設要員を…</u>
8(3)-6-3	下3行	中央制御室は、____有毒 ガスが…	中央制御室は、 <u>想定され</u> <u>る有毒ガスの発生におい</u> <u>て、有毒ガスが…</u>

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
<p>8(3)－6－3 ～ 8(3)－6－4</p>	<p>下2行 ～ 上4行</p>	<p>…低下<u>することのないよう、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>…低下し、<u>安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u> <u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u> <u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u> <u>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等の対策により運転員を防護できる設計と</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(3)－6－10	下2行	…に基づき、 <u> </u> 中央制御室空調装置の隔離 <u> </u> 等により、…	<u>する。</u> <u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u>
8(3)－10－2	下3行	(5) <u> </u> 有毒ガスが…	…に基づき、 <u>通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により、…</u>
8(3)－10－2 ～ 8(3)－10－3	下2行 ～ 下1行	…低下しないよう、 <u>当該要員が代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</u> <u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</u>	…低下し、 <u>安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u> <u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条</u>

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<p>件を設定する。</p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p>
8(3)－10－5*	下8行～ 下7行		

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(3)－10－5*	下6行～ 下1行		

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(4)－1－2 ～ 8(4)－1－3	下1行 ～ 上6行	<p>…において、<u>薬品タンク、配管等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）</u>に対しては、<u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度</u>が、<u>有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、発電所構内において薬品タンクローリ等の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）</u>に対しては、<u>中央制御室空調装置の隔離等</u>により…</p>	<p>…において、<u>有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により…</u></p>
8(4)－1－4	下6行	…において、 <u>固定源に…</u>	…において、 <u>有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及</u>

頁	行	補正前	補正後
8(4)-1-4	下5行～ 下3行	…の有毒ガス濃度____が、 有毒ガス防護のための判断 基準値を下回る <u>ことにより</u> 、 また、 <u>可動源に対して</u> は、…	<u>ばす影響により、当該要員 の対処能力が著しく低下 し、安全施設の安全機能が 損なわれることがない設計 とする。</u> そのために、 <u>有毒ガス防 護に係る影響評価を実施す る。</u> 固定源に…
8(4)-1-1※	下2行	…の隔離等____により <u>当該 要員を</u> …	…の隔離等の <u>対策により重 大事故等に対処するために 必要な指示を行う要員を</u> …
8(4)-1-1※	下7行	…において、____固定源に …	…において、 <u>有毒ガスが特 重施設要員に及ぼす影響に より、当該要員の対処能力 が著しく低下し、特定重大 事故等対処施設の機能が損 なわれることがない設計と する。</u> そのために、 <u>有毒ガス防 護に係る影響評価を実施す る。</u> 固定源に…
	下6行	…の有毒ガス濃度____が、 …	…の有毒ガス濃度の <u>評価結 果が</u> 、…
	下5行	…を <u>下回ることにより</u> 、 <u>ま た、可動源に</u> …	…を <u>下回るよう設計する。</u> 可動源に…
	下4行	…の隔離等____により <u>当該 要員を</u> …	…の隔離等の <u>対策により特 重施設要員を</u> …

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(4)－6－3	下3行	中央制御室は、 <u> </u> 有毒ガスが…	中央制御室は、 <u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが…</u>
8(4)－6－3 ～	下2行 ～	… <u>低下することのないよう、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。</u>	… <u>低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u>
8(4)－6－4	上4行		<p><u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、通信</u></p>

頁	行	補正前	補正後
			<p><u>連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p>
8(4)-6-10	下2行	…に基づき、 <u>中央制御室空調装置の隔離</u> 等により、…	…に基づき、 <u>通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等</u> により、…
8(4)-10-2	下3行	(5) <u>有毒ガスが…</u>	(5) <u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが…</u>
8(4)-10-2 ～ 8(4)-10-3	下2行 ～ 下1行	<p>…低下しないよう、<u>当該要員が代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>…低下し、<u>安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定す</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<p>る。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>
8(4)－10－5*	下8行～ 下7行		

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(4)－10－5*	下6行～ 下1行		

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後

添付書類十の一部補正

添付書類十を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
10-目-1*	上5行	平成31年4月3日付け 原規規発第1904032号…	令和元年9月25日付け 原規規発第1909252号…
10(3)-5-8	下9行～ 下8行	…判断基準値以下とする ための手順と体制を整備 する。 ____	…判断基準値以下とする ための手順と体制を整備 する。 <u>敷地内外において 貯蔵施設に保管されてい る有毒ガスを発生させる おそれのある有毒化学物 質（以下「固定源」とい う。）に対しては、運転員、 緊急時対策本部要員及び 重大事故等対策要員の吸 気中の有毒ガス濃度が有 毒ガス防護のための判断 基準値を下回るようにす る。発電所構内において 輸送手段の輸送容器に保 管されている有毒ガスを 発生させるおそれのある 有毒化学物質（以下「可 動源」という。）に対し ては、換気設備の隔離等 により、運転員及び緊急 時対策本部要員が事故 対策に必要な各種の指 示、操作を行うことが できるようにする。</u>
	下6行～ 下5行	…に対して ____ 防護具を <u>配備し、事故対策に…</u>	…に対して <u>配備した防 護具を着用することによ り、事故対策に…</u>
	下5行	…手順 ____ を整備…	… <u>手順と体制を整備…</u>
10(3)-5-5*	下11行～ 下10行	…判断基準値以下とする ための手順と体制を整備 する。 ____	…判断基準値以下とする ための手順と体制を整備 する。 <u>固定源に対しては、 特重施設要員の吸気中 の有毒ガス濃度が有毒ガ ス防護のための判断基 準値</u>

頁	行	補 正 前	補 正 後
10(3)－5－5*	下9行～ 下8行	…に対して___防護具を <u>配備し、事故対策に…</u>	<u>を下回るようにする。可 動源に対しては、換気設 備の隔離等により、特重 施設要員が事故対策に必 要な各種の操作を行うこ とができるようにする。</u> …に対して <u>配備した防護 具を着用することによ り、事故対策に…</u>
	下7行	…手順___を整備…	…手順 <u>と体制</u> を整備…

※：令和元年5月21日付け原発本第38号で一部補正した頁を示す。